

福岡県公報

令和三年四月二日
第百八十八号
増刊
②

目次

選挙管理委員会

- 長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正 (市町村支援課) ……………一
- 公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正 (市町村支援課) ……………二
- 再掲
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………六
- 福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………六
- 福岡県立学校授業料等減免規則等の一部を改正する規則 (教育庁総務企画課) ……………七
- 地方自治法第五十二条第三項の規定による知事の職務を代理する
上席の職員に関する規則 (人事課) ……………八
- 福岡県文書式規程の一部を改正する訓令 (行政経営企画課) ……………九

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第七十号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和三年四月二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

一 病院 北九州市(門司区)の表中

JR九州病院

高田二丁目一番号

を

九州鉄道記念病院

高田二一〇一

に改める。

一 病院 久留米市の表中

宮の陣病院

宮ノ陣一〇七〇

博愛病院

国分町二二三

を

のぞえ総合心療病院

藤山町一七三〇

宮の陣病院

宮ノ陣一〇七〇

のぞえ総合心療病院

藤山町一七三〇

に、

介護老人保健施設こが21

宮ノ陣三三一九

を

介護老人保健施設こが21

宮ノ陣三三一九

博愛病院介護医療院

国分町二二三一

に改める。

一 病院 うきは市の表中

老人保健施設うきは

浮羽町古川一〇五三番地

を

老人保健施設うきは

浮羽町古川一〇五三

に改める。

筑後川温泉病院介護医療院

浮羽町古川一〇五五

二 老人ホームの表中

特別養護老人ホームむつみ園

大字夏吉字秋原三六番四

を

特別養護老人ホームむつみ園

大字弓削田二八三八一四九

に改める。

福岡県選挙管理委員会告示第七十一号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定（昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和三年四月二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

指定した施設の表北九州市八幡西区の項中

北九州ハイツ
北九州市立池田市民センター

北九州市八幡西区の場町一番一号
茶屋の原一丁目六番三

を

北九州市立池田市民センター

北九州市八幡西区茶屋の原一丁目六番三
号

に、

北九州市立八幡西生涯学習センター折尾分館

北鷹見町二三番一〇号

を

北九州市立八幡西生涯学習センター折尾分館

南鷹見町六番一号

に、

北九州市立木屋瀬市民センター

大字野面七七〇番地

を

北九州市立木屋瀬市民センター

木屋瀬東一丁目二番
一号

に、

同表飯塚市の項中

飯塚市立岩会館

飯塚市立岩一七三八番地二

を

飯塚市立岩人権啓発センター

飯塚市立岩一七三八番地二

に、

同表八女市の項中

八女市体育センター

黒木町今三三二八一一

を

八女市黒木体育センター

黒木町今三三二八一一

に、

| | |
|---------------|---------------|
| 八女市黒木地域交流センター | 八女市黒木地域交流センター |
| 〃 | 〃 |
| 黒木町桑原二〇七番地 | 上辺春三九三番地一 |

に、

| | | |
|---------------|---------------|-----------------|
| 八女市黒木地域交流センター | 八女市鷺西ふれあいセンター | 八女市迎春コミュニティセンター |
| 〃 | 〃 | 〃 |
| 桑原二〇七番地 | 黒木町木屋六〇七九番地 | 上辺春三九三番地一 |

を

| |
|---------------|
| 八女市上郷地域交流センター |
| 〃 |
| 星野村一五八〇番地一 |

に、

| |
|---------------|
| 八女市上郷地域交流センター |
| 〃 |
| 星野村一五八八〇 |

を

| | |
|-----------------|---------------|
| 八女市星野総合保健福祉センター | 八女市矢部基幹集落センター |
| 〃 | 〃 |
| 星野村一〇七七五―一四 | 矢部村北矢部一〇九七七―一 |

に、

| | | |
|-----------------|-------------|---------------|
| 八女市星野総合保健福祉センター | 八女市星野けやき体育館 | 八女市矢部基幹集落センター |
| 〃 | 〃 | 〃 |
| 星野村一〇七七五―一四 | 星野村二六五四―三 | 矢部村北矢部一〇九七七―一 |

を

| | | |
|--------------|-------------|-------------|
| 春日市大和町共同利用施設 | 春日市春日共同利用施設 | 春日市光町共同利用施設 |
| 〃 | 〃 | 〃 |
| 大和町二丁目一六番地二 | 春日三丁目四八番地 | 光町二丁目一八〇番地一 |

を

同表春日市の項中

| | |
|---------------|------------|
| 矢部清流学園 | 八女市星野総合体育館 |
| 〃 | 〃 |
| 矢部村北矢部一〇四七番地二 | 九五六四番地 |

に、

| |
|------------|
| 八女市星野総合体育館 |
| 〃 |
| 九五六四番地 |

を

| | |
|------------|---------------|
| 八女市星野総合体育館 | 八女市椋谷地域交流センター |
| 〃 | 〃 |
| 九五六四番地 | 星野村五四七五番地二 |

に、

| | | |
|------------|---------------|---------------|
| 八女市星野総合体育館 | 八女市小野地域交流センター | 八女市椋谷地域交流センター |
| 〃 | 〃 | 〃 |
| 九五六四番地 | 二四〇〇番地 | 星野村五四七五番地二 |

を

| | | |
|-----------------------|-------------------|----|
| 館 コミュニティー・センター日の里会 | 宗像市日の里二丁目一六〇一 | に、 |
| 館 コミュニティー・センター日の里会 | 宗像市日の里二丁目一六 | を |
| 同表宗像市の項中 | | |
| 下筒井公民館 | 〃 筒井二丁目七番一号 | に、 |
| 下筒井公民館 | 〃 筒井二丁目二番二号 | を |
| 同表大野城市の項中 | | |
| 春日地区公民館 | 〃 春日二丁目一〇一〇番地 | に、 |
| 春日市大土居地区公民館 | 〃 大土居三丁目一四八番地三 | を |
| 春日市大土居地区公民館 | 〃 大土居三丁目一四八番地三 | を |
| 春日市大和町共同利用施設 | 〃 大和町二丁目一六番地二 | に、 |
| 春日市光町共同利用施設 | 〃 光町二丁目一八〇番地一 | に、 |

| | | |
|-----------------------|----------------|----|
| 糸島市男女共同参画センター ボール | 糸島市神在一〇四八一 | を |
| 同表糸島市の項中 | | |
| 山田市民センター | 〃 上山田四五一番地三 | に、 |
| 山田地区公民館熊ヶ畑分館講堂 | 嘉麻市熊ヶ畑二一七三番地一 | |
| 山田地区公民館熊ヶ畑分館講堂 | 嘉麻市熊ヶ畑二一七三番地一 | |
| 山田地区公民館下山田分館講堂 | 〃 下山田三七六番地 | を |
| 山田市民センター | 〃 上山田四五一番地三 | を |
| 同表嘉麻市の項中 | | |
| コミュニティー・センター玄海会館 | 〃 牟田尻一六〇一 | に、 |
| コミュニティー・センター玄海会館 | 〃 牟田尻一六〇一 | を |
| コミュニティー・センター池野会館 | 〃 池田一三〇〇 | に、 |
| コミュニティー・センター池野会館 | 〃 池田一三〇〇 | を |
| 館 コミュニティー・センター池野会館 | 〃 池田一二三〇番地 | を |

| | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------|---------|----------------------|
| 深江コミュニティセンター | 一貴山コミュニティセンター | 怡土コミュニティセンター | 雷山コミュニティセンター | 長糸コミュニティセンター | 加布里コミュニティセンター | 南風コミュニティセンター | 前原コミュニティセンター | 東風コミュニティセンター | 波多江コミュニティセンター | 志摩体育館 | 志摩体育館 | 糸島市男女共同参画センター ポール |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 二丈深江一三六〇番地 | 二丈石崎八一番地 | 井原九一六番地 | 蔵持八三八番地六 | 市川付八七六番地一 | 神在西三丁目一番三二号 | 南風台八丁目一〇番五二号 | 前原東二丁目二番五号 | 潤四丁目一〇番二五号 | 池田二一六番地一 | 志摩初七二一一 | 志摩初七二一一 | 糸島市神在西三丁目一番五号 |

に、

を

に、

| | | | | | | | | | | |
|-----------|------------|------------|----------|-----------|------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 中町公民館 | 中町公民館 | 新町公民館 | 新町公民館 | 下町公民館 | 下町公民館 | 同表篠栗町の項中 | 引津コミュニティセンター | 桜野コミュニティセンター | 可也コミュニティセンター | 福吉コミュニティセンター |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 中央三丁目一番一号 | 大字篠栗四九三番地一 | 中央四丁目七番二九号 | 大字尾仲二番地一 | 中央四丁目二番一号 | 大字篠栗四七八番地二 | 志摩御床二一六五番地三 | 志摩桜井五九四二番地一 | 志摩初一八番地三 | 二丈吉井四〇一七番地一 | |

に、

を

に、

を

に、

を

篠栗町武道館

〃 大字篠栗四六七五番地二

を

篠栗町武道館

〃 中央四丁目二〇番三号

に、

大勢門公民館

〃 大字篠栗四六三五番地一七

を

大勢門公民館

〃 中央五丁目二一番一号

に、

同表東峰村の項中

保健福祉センターいずみ館大ホール

〃 大字宝珠山六四三一番地

を

保健福祉センターいずみ館多目的ホール

〃 大字宝珠山六四三一番地

に改める。

再掲

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「秘書室の参事補佐、企画主幹、係長」を「秘書室の参事補

佐、企画主幹、係長、企画主査」に改め、「監視指導課の人事又は服務担当の企画主幹

又は企画主査」を削り、同表教育委員会事務局の項中「主幹社会教育主事 人事管理主

事 課長補佐 広報公聴主幹」を「主幹社会教育主事 服務監察監 人事管理主事 課

長補佐 広報公聴主幹 服務監察員」に改める。

別表第二児童相談所の項中「児童福祉法務専門監」及び「相談第一課長（大牟田児童相談所に限る。）」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十四号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一イ中

| | | |
|--------|--------|-------|
| 課長技監補佐 | 課長技監補佐 | 副課長 |
| 広報公聴主幹 | 広報公聴主幹 | 企画広報監 |
| 服務監察員 | 服務監察員 | 企画広報監 |

を

に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会公告式規則（昭和二十八年福岡県教育委員会規則第十号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県立学校授業料等減免規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
令和三年三月十六日
福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第四号

福岡県立学校授業料等減免規則等の一部を改正する規則

（福岡県立学校授業料等減免規則の一部改正）

第一条 福岡県立学校授業料等減免規則（昭和二十七年教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第四号中「**㉑**」を削る。

（教育職員免許状に関する規則の一部改正）

第二条 教育職員免許状に関する規則（昭和五十三年福岡県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「押印」を削る。

様式第一号その一中「**㉒**」を削る。

様式第一号その二中「**㉓**」及び「**㉔**」を削る。

様式第九号及び様式第十号中「**㉕**」を削る。

様式第十号の二から様式第十号の五までの様式中「**㉖**」を削る。

様式第十一号中「**㉗**」及び「**㉘**」を削る。

様式第十二号中「**㉙**」及び「**㉚**」を削る。

様式第十三号中「**㉛**」を削る。

様式第十七号中「**㉜**」を削る。

（福岡県文化財保護条例施行規則の一部改正）

第三条 福岡県文化財保護条例施行規則（昭和三十三年教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第四号から様式第十五号までの様式中「**㉝**」を削る。

（九州歴史資料館の利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部改正）

第四条 九州歴史資料館の利用、指定管理者の指定等に関する規則（昭和四十八年教育委員会規則第四号）の一部を次のとおり改正する。

別記様式中「**㉞**」を削る。

（技能教育施設の指定の申請手続等に関する規則の一部改正）

第五条 技能教育施設の指定の申請手続等に関する規則（平成二年教育委員会規則第九号）の一部を次のとおり改正する。

様式第一号から様式第三号までの様式中「**㉟**」を削る。

（福岡県立高等学校学則の一部改正）

第六条 福岡県立高等学校学則（昭和三十二年教育委員会規則第十四号）の一部を次のとおり改正する。

第二号様式中

「本人氏名」を「**交付者印**」を「**交付者**」に改める。

「本人氏名」を「**本人氏名**」に改める。

「本人氏名」を「**本人氏名**」に改める。

「本人氏名」を「**本人氏名**」に改める。

「本人氏名」を「**本人氏名**」に改める。

「本人氏名」を「**本人氏名**」に改める。

（福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正）

第七条 福岡県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和三十三年教育委員会規則第十七号）の一部を次のとおり改正する。

別紙様式中

「本人氏名」を「**交付者氏名**」に改める。

「本人氏名（白署）」を「**交付者氏名（白署）**」に改める。

「本人氏名（白署）」を「**交付者氏名（白署）**」に改める。

（福岡県立中学校学則の一部改正）

第八条 福岡県立中学校学則（平成十五年教育委員会規則第七号）の一部を次のとおり改正する。

第二号様式中

※交付者印

を に、

「志願者氏名 (白署)

保護者氏名

印」を

「志願者氏名 (白署) に改める。

保護者氏名 (白署)

第三号様式中

「本人氏名 (白署) を

保護者氏名

印」を

「本人氏名 (白署) に改める。

保護者氏名 (白署)

」

(福岡県立中等教育学校学則の一部改正)

第九条 福岡県立中等教育学校学則 (平成十五年教育委員会規則第八号) の一部を次の

とおり改正する。

第二号様式中

※交付者印

を に、

「志願者氏名 (白署) を

保護者氏名

印」を

「志願者氏名 (白署) に改める。

保護者氏名 (白署)

第三号様式中

「本人氏名 (白署) を

保護者氏名

印」を

「本人氏名 (白署) に改める。

保護者氏名 (白署)

」

(福岡県立特別支援学校学則の一部改正)

第十条 福岡県立特別支援学校学則 (昭和三十二年教育委員会規則第二十号) の一部を

次のとおり改正する。

第三号様式及び第四号様式中「㊦」を削る。

(福岡県立体育・スポーツ施設の利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部改正)

第十一条 福岡県立体育・スポーツ施設の利用、指定管理者の指定等に関する規則 (平成

元年教育委員会規則第七号) の一部を次のとおり改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

(福岡県立久留米スポーツセンターの利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部改正)

第十二条 福岡県立久留米スポーツセンターの利用、指定管理者の指定等に関する規則

(平成七年教育委員会規則第五号) の一部を次のとおり改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

(社会教育主事資格認定規則の一部改正)

第十三条 社会教育主事資格認定規則 (昭和三十五年教育委員会規則第五号) の一部を

次のとおり改正する。

様式第一号中「㊦」を削る。

(福岡県博物館登録規則の一部改正)

第十四条 福岡県博物館登録規則 (昭和二十七年教育委員会規則第二号) の一部を次の

とおり改正する。

第二号様式、第四号様式及び第五号様式中「㊦」を削る。

(福岡県青少年科学館の利用、指定管理者の指定等に関する規則の一部改正)

第十五条 福岡県青少年科学館の利用、指定管理者の指定等に関する規則 (平成二年教

育委員会規則第六号) の一部を次のとおり改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例 (昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第三条において準用する同

条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

地方自治法第百五十二条第三項の規定による知事の職務を代理する上席の職員に関する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年三月二十四日

福岡県知事職務代理者

福岡県規則第十一号

福岡県副知事 服部 誠太郎

地方自治法第五十二条第三項の規定による知事の職務を代理する上席の職員に関する規則

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十二条第三項の規定による知事の職務を代理する上席の職員は、福岡県部制条例（昭和三十二年福岡県条例第九号。以下「条例」という。）第二条に規定する部の部長（福岡県行政組織規則（昭和三十四年福岡県規則第六十六号）第八条第一項に規定する部長をいう。）とし、その順序は、条例第二条に規定する部の順序とする。

附則

この規則は、令和三年四月二日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第十三号

本庁
出先機関

福岡県文書書式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

福岡県文書書式規程の一部を改正する訓令

福岡県文書書式規程（平成十六年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十一号を削り、第十二号中「別記十二」を「別記十一」に改め、同号を第十一号とする。

別記十一を削り、別記十二を別記十一とする。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。